

安積地域包括支援センター（安積介護予防支援事業所）

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約重要事項説明書

令和6年4月1日現在

- 1 担当する従業者（郡山市指定介護予防業務従事者）
安積地域包括支援センター（安積介護予防支援事業所）
氏名： （職種： ）

2 事業所の概要

事業所名	安積地域包括支援センター （安積介護予防支援事業所）
介護予防支援事業所番号	0700300072
所在地	郡山市安積町笹川字経坦45
連絡先	TEL 024-946-9088 FAX 024-946-9089
緊急時の連絡先	TEL 024-945-1701
営業日	月～金曜日、土曜日午前（日祝祭日、年末年始12/31～1/3は除く）
営業時間	月～金曜日：午前8時30分～午後5時00分 土曜日：午前8時30分～午後12時15分
サービス提供実施地域	郡山市安積地域

3 当事業所の法人概要

事業者名	社会医療法人あさかホスピタル
所在地	郡山市安積町笹川字経坦45
連絡先（代表）	TEL 024-945-1701 FAX 024-945-1703
法人の行う他の業務	あさかホスピタル、ウエル訪問看護ステーション、ウエル居宅介護支援事業所、併設介護老人保健施設啓寿園
代表者	理事長 佐久間 啓

4 当事業所の職員

職種	職務内容	人員数
管理者	事業所従事者の管理・業務の実施状況の把握	1名
従事者	・介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント（以下、「介護予防サービス計画等」という）の作成と見直し・給付管理 ・サービス事業所との連絡調整・相談業務 ・サービス実施状況の把握及びサービス計画等の評価等	8名

5 事業の目的・運営方針

事業の目的	事業者は利用者の委託を受けて、利用者に対し、介護保険関係法令の趣旨に従って、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防サービス計画等の作成を支援するとともに、必要なサービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。
運営方針	<p>1 事業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮した事業を行います。</p> <p>2 事業の実施にあたっては、心身の状況やその置かれている環境等に応じて、できる限り要介護にならないよう利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成する為に適切なサービスが、総合的かつ効率的に提供されるようその調整に努めます。</p> <p>3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って特定の種類又は介護予防事業者若しくは地域密着型介護サービス事業者に不正に偏ることのないように公正中立に行います。</p> <p>4 事業の提供にあたっては、郡山市及び関係市町村、地域包括支援センターやサービス事業等地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的かつ偏りのないサービスの提供に努めます。</p>

6 提供するサービスの内容

契約書本文第4条～第7条に定める利用者に提供するサービスの内容は次のとおりです。

内容	提供方法	保険適用
介護予防サービス計画等の作成(契約書本文第4～7条)	<p>1 利用者の居宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。</p> <p>2 自宅周辺地域におけるサービス事業者やインフォーマルサービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者へサービスの選択を求めます。</p> <p>3 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ介護予防サービス計画等の原案を作成します。</p> <p>4 介護予防サービス計画等の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス(自己負担)を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。</p> <p>5 介護予防サービス計画等の原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。</p>	○
サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供(契約書本文第4条)	介護予防サービス計画等の目標に沿ってサービスが提供されるよう介護サービス事業者等との連絡調整を行います。	○
サービス実施状況の把握・介護予防サービス計	1 利用者及びその家族と連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。	○

画及び介護予防ケアマネジメント等の評価(契約書本文第4条)	2 利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて介護予防サービス計画等の評価、変更等を行います。	
給付管理	介護予防サービス計画等の作成後、その内容に基づいて介護保険サービスの利用実績を確認し毎月給付管理を行います。	○
相談・説明(契約書本文第4条)	介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。	○
医療との連携・主治医への連絡	介護予防サービス計画等の作成時(又は変更時)やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。	○
介護予防サービス計画等の変更(契約書本文第5条)	利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意の上、サービスの変更を行います。	○
要介護認定等にかかる申請の援助(契約書本文第6条)	利用者の意思を踏まえ、要介護認定または要支援認定(以下「要介護認定等」という。)の申請に必要な協力を行います。 利用者の要支援認定有効期間満了前には、要介護認定等の更新申請に必要な協力を行います。	○
利用者の記録や情報の管理、開示について(契約書本文第7条)	事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。) 尚、記録の開示等について希望される場合は、所定の手続きをとっていただきます。 * 保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。 * 閲覧・複写ができる窓口の業務時間は、営業日の8:30~17:00です。	○
利用者の状況把握	利用者の居宅、およびサービス事業所への訪問、ならびに電話にて状況の把握等を行います。 居宅訪問 概ね3ヶ月あたり 1回以上 尚、以下の要件を満たした上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリング(オンラインモニタリング)を行います。 1 利用者の同意を得ること。 2 サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 ・利用者の状態が安定していること。 ・利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること(家族のサポートがある場合も含む) ・テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。 3 少なくとも6月に1回は利用者の居宅を訪問すること。	○

7 利用料金

(1) 介護予防支援の利用料

介護予防支援費・ 介護予防ケアマネ ジメント費	4,420円	1ヵ月あたりの金額です
初回加算	3,000円	新規に介護予防サービス計画等を作成した場合に介護予防支援 及び介護予防ケアマネジメント費に加算されます
委託連携加算	3,000円	指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する初回に 限り、所定単位数を算定します

※上記料金について、法定代理受領により当事業所の介護予防支援に対して介護保険給付が支払われる場合、原則として利用者の負担はございません。

※介護保険適用の場合でも、利用者に保険料の滞納等がある場合には、一旦1ヵ月あたりについての料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明証を後日市町村の窓口へ提出しますと払い戻しを受けることができます。保険料の支払いが困難な場合は担当者にご相談ください。

(2) その他の費用

内 容	金 額	説 明
交通費（実費）	無 料	サービス提供実施地域以外の地域に訪問出張する場合には、実費相当の交通費（通常の実施地域との境界から利用者の自宅までの往復の距離（1km）に20円を乗じた額）が必要となります。
本契約の解約料金	無 料	契約書本文第9条第1項但し書の解約の申出により直ちにこの契約を解約する場合の費用については無料です。
申請代行料金	無 料	要介護認定等の申請代行にかかる費用について無料です。
サービス提供実施記録コピー等代金	コピー料金（1枚あたり）実費相当分	サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合にコピー料金等の実費負担が必要となります。

8 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、要支援認定の有効期間の満了日でいったん終了することとなります。ただ、有効期間の満了2日前までに、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、この契約は自動的に更新されます。

9 契約期間途中で解約の場合

この契約は、契約期間中であっても、利用者の方のご都合（契約書本文第9条第1項第2項）により解約を希望する場合、お申し出いただければ解約することができます。

この場合、解約料のお支払はありません。

10 秘密保持

事業者は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後

においても、決して第三者に漏らしません。

また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、事業者がサービスを提供する際に利用者やご家族に関して、知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。このため、その利用には利用者及び当該家族の同意が必要になりますので、あらかじめ文書で同意を頂くことになります。

11 サービス提供中における事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・当該利用者のご家族・主治医等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

12 損害賠償について

事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その責任の範囲においてその損害を賠償します。

13 合意裁判管轄について

サービスの利用により生ずる権利義務に関する訴訟については、社会医療法人あさかホスピタルの住所を管轄する福島地方裁判所郡山支部とさせていただきます。

14 サービスの苦情相談窓口

事業者は、提供したサービスに対して利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントがある場合、又は作成した介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントに基づいて提供されたサービスに関する苦情・ハラスメントの申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

○安積地域包括支援センター（安積介護予防支援事業所）

【受付時間】	月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 土曜日 午前8時30分～午後12時15分 ※日祝祭日、年末年始12月31日～1月3日は除く
【連絡先】	電話 024-946-9088 FAX 024-946-9089
【受付担当者】	山下 明浩
【苦情解決責任者】	細川 賢恵
【虐待防止責任者】	細川 賢恵

○介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

(介護保険サービスの苦情について) 福島県国民健康保険団体連合会	連絡先 024-528-0040 受付時間 (平日) 午前9時～午後4時
(介護保険全般に関するお問い合わせ)	

郡山市介護保険課

連絡先 024-924-3021

受付時間 (平日) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(介護予防・日常生活支援総合事業関係のお問い合わせ)

郡山市地域包括ケア推進課

連絡先 024-924-3561

受付時間 (平日) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

15 虐待防止

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止するための担当職員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、担当職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを郡山市に通報するものとします。

16 事業継続計画

業務継続計画（BCP）の策定等に当たって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護予防支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとします。

17 衛生管理

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行います。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所 < 住 所 > 郡山市安積町笹川字経坦45
< 事業所名 > 安積地域包括支援センター
(安積介護予防支援事業所)

< 説明者氏名 > _____

私は、本書面（及び付属別紙）により事業者から重要事項の説明を受けました。

< 利用者氏名 > _____

< 代筆者氏名 > _____ < 続柄 >
(代筆理由)